**隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品制度　審査会規程**

(目的)

1. [この規程](http://www.town.kanra.gunma.jp/reiki_int/reiki_honbun/e240RG00000638.html#l000000000)は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品制度要綱の規定に基づき、隠岐ユネスコ

世界ジオパーク認定商品制度審査会を置き、『隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品』として認定の合否を審査することを目的とする。

(任務)

第２条　審査会は、助成事業対象品に関する審査及び調査事項の審議を行う。

(組織)

第３条　審査会は、委員１２名以内で組織し、委員は一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構が委嘱する。

２　審査委員は、一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構事務局及び、推進機構が委嘱するアドバイザー等から選出し構成する。

３　審査員の任期は単年とする。

(審査委員長)

第５条　審査会に審査委員長を置き事務局長が行う。

２　審査委員長は会務を総理し、審査会を代表する。

３　審査委員長に事故があるときは、審査委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会)

第６条　審査会は、委員の過半数以上が出席し、出席委員の過半数以上の同意により決する。

２　委員は、自己の利害に関係のある申請事項を審査する場合は、その議決に加わることはできない。

３　審査会を開催するのが困難な場合、審査委員長に判断を一任することができる。

（採択基準）

第７条　隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品申請書と見本品をもとに、下記の認定基準を満たすか否か判断する。

(1)　コンセプト

・隠岐の何を伝えたいかテーマがはっきりしており、隠岐のイメージ向上につながる。

・隠岐を連想させる取組やストーリーがある。

・ジオパークの理念やガイドラインを理解している。

(2)　独自性・主体性

・製法へのこだわりや季節に応じた商品など、品質・商品価値を高めるための工夫があり、優位性や

独自性がある。

・消費者の感性に訴えかけるよう、パッケージなどに工夫や特徴がある。

・隠岐の原材料の割合が多い、隠岐らしいモチーフを取り入れるなど、隠岐らしさの演出に工夫や特

徴がある。

(3)　地域性

・隠岐に本社があるなど、事業の比重を隠岐に置いている。

(4)　将来性

・ブランド化に対する継続した意志があり、強い意気込みが感じられる。

・加工所と原材料が安定的に確保され、商品の販売が継続的に見込まれる

(庶務)

第８条　審査会の庶務は、推進機構において処理する。

(改定)

第９条　この規定に改定の必要が生じた場合は、審査会を経て事務局長が決定する。

(雑則）

第１０条　この規定に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が決定する。

附　則

[この規程](http://www.town.kanra.gunma.jp/reiki_int/reiki_honbun/e240RG00000638.html#l000000000)は、令和４年４月１日から施行する。